

国立大学法人富山大学の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成18年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員に支給する期末特別手当の額は、文部科学省国立大学法人評価委員会の業績評価結果及び役員としての職務実績を勘案し、学長が経営協議会の議を経て100分の10の範囲内でこれを増額し又は減額することができるとしている。

役員報酬基準の改定内容

法人の長

人事院給与勧告を参考に以下の改定を行った。
報酬月額を約6.7%引き下げた。(経過措置(在職者の現給保障)実施)
期末特別手当の12月期支給割合を100分の172.5から100分の175に引き上げた。(6月期は100分の160)
地域手当を新設した。(経過措置適用者には非支給とした。)

理事

同上

理事(非常勤)

人事院給与勧告を参考に、日額を36,000円から34,000円に引き下げた。
(経過措置(在職者の現給保障)実施)

監事

人事院給与勧告を参考に以下の改定を行った。
報酬月額を約6.7%引き下げた。(経過措置(在職者の現給保障)実施)
期末特別手当の12月期支給割合を100分の172.5から100分の175に引き上げた。(6月期は100分の160)
地域手当を新設した。(経過措置適用者には非支給とした。)

監事(非常勤)

人事院給与勧告を参考に、日額を36,000円から34,000円に引き下げた。
(経過措置(在職者の現給保障)実施)

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成18年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 17,953	千円 12,780	千円 5,173	千円 0		
理事 (5人)	千円 74,160	千円 52,704	千円 21,334	千円 122 (通勤手当)		
理事 (非常勤) (1人)	千円 2,700	千円 2,700	千円 0	千円 0		
監事 (1人)	千円 13,172	千円 9,360	千円 3,788	千円 24 (通勤手当)		
監事 (非常勤) (1人)	千円 1,944	千円 1,944	千円 0	千円 0		

3 役員の退職手当の支給状況(平成18年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要
法人の長	千円	年 月			該当者なし
理事	千円	年 月			該当者なし
理事 (非常勤)	千円	年 月			該当者なし
監事	千円	年 月			該当者なし
監事 (非常勤)	千円	年 月			該当者なし

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項 人件費管理の基本方針

中期目標、中期計画に基づき、人事の活性化と人事配置の適正化を進めるとともに、教職員数の見直しを実施する。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与水準を十分考慮し、毎年の人事院勧告を参考として適正な給与水準を決定する。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績に応じて、昇給、昇格・降格及び勤勉手当の成績率の決定を行っている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給割合を決定する。(給与法に準拠)
昇給	勤務成績により昇給区分を5段階に分け、その昇給区分に応じた号給数上位の号給に昇給させることができる。(給与法に準拠)
昇格・降格	昇格:勤務成績が良好で、本学が定める必要経験年数又は必要在級年数を有する者は、上位の職務の級に決定することができる。(給与法に準拠) 降格:勤務成績が不良な場合は、下位の級に決定することができる。(給与法に準拠)
特別昇給	勤務成績の特に良好な職員が、研修の成績が特に良好であることや職務上の功績や業務のための顕著な功労による表彰又は顕彰等を受けたことにより、昇給をさせることができる。(給与法に準拠)

ウ 平成18年度における給与制度の主な改正点

【本給表の改正】

平成17年度人事院給与勧告を参考に、各本給表の級構成の見直しと号給の4分割を行い、本給月額平均4.8%の引き下げを行った。(経過措置(在職者の現給保障)実施)

【昇給制度の改正】

平成17年度人事院給与勧告を参考に、昇給時期を年1回(1月1日)に統一した。
昇給は、昇給前1年間の勤務成績を5段階に区分し、その区分に応じて昇給幅を8～0号給の範囲で変えることにより、成績を給与に反映させることとした。また、枠外昇給制度を廃止し、55歳昇給停止措置に換えて、55歳以上の者の昇給は昇給幅を通常の半分に抑制して実施することとした。新制度による最初の昇給となる平成18年度の昇給については、昇給判定期間を平成18年4月1日から平成18年12月31日までとして実施した。

【地域手当の新設】

平成17年度人事院給与勧告を参考に、地域手当を新設した。
地域手当は段階的に導入することとし、平成18年度は支給割合を1%とした。

【期末特別手当の改正】

平成17年度人事院給与勧告を参考に、期末特別手当の12月期支給割合を100分の172.5から100分の175に引き上げた。(6月期は100分の160)

【本給の調整額の改正】

本給月額引き下げに伴い、調整基本額の引き下げを行った。(経過措置(同職種在職者の現給保障と平成19年度以降の段階的減額措置)実施)

【入試業務手当の導入】

教育職本給表(一)の適用を受ける職員が、所定の入試の問題出題、問題点検、採点、電算処理の業務に従事した場合に、3,000～60,000円を支給する入試業務手当を特殊勤務手当の一つとして新設した。

2 職員給与の支給状況

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成18年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	1576	45.9	7,217	5,210	74	2,007
事務・技術	379	46.9	6,180	4,487	94	1,693
教育職種 (大学教員)	771	48.3	8,661	6,216	69	2,445
医療職種 (病院看護師)	265	38.7	5,181	3,780	54	1,401
技能・労務職種	31	53.2	5,485	4,003	74	1,482
教育職種 (附属高校教員)	20	38.0	6,745	4,967	95	1,778
教育職種 (附属義務教育学校教員)	41	39.9	6,617	4,852	82	1,765
医療職種 (病院医療技術職員)	63	43.3	5,802	4,208	77	1,594
その他医療職種 (医療技術職員)	1					
その他医療職種 (看護師)	4	43.0	5,414	3,974	39	1,440
指定職種	1					

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:在外職員、任期付職員、再任用職員については該当者がいないため省略した。

注3:常勤職員の医療職種(病院医師)については該当者がいないため省略した。

注4:常勤職員の技能・労務職種とは自動車運転手、調理師等である。

注5:常勤職員の教育職種(附属高校教員)とは、附属特別支援学校の教育職員である。

注6:常勤職員の教育職種(附属義務教育学校教員)には、附属幼稚園の教育職員を含む。

注7:常勤職員の医療職種(病院医療技術職員)とは、附属病院に勤務する薬剤師、診療放射線技師、栄養士、臨床検査技師等である。

注8:常勤職員のその他医療職種(医療技術職員)とは、附属学校に勤務する栄養士である。

注9:常勤職員のその他医療職種(看護師)とは、附属病院以外に勤務する看護師である。

注10:常勤職員の指定職種とは、特に指定された高度な業務を行う職種を示す。

注11:常勤職員のその他医療職種(医療技術職員)及び指定職種については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

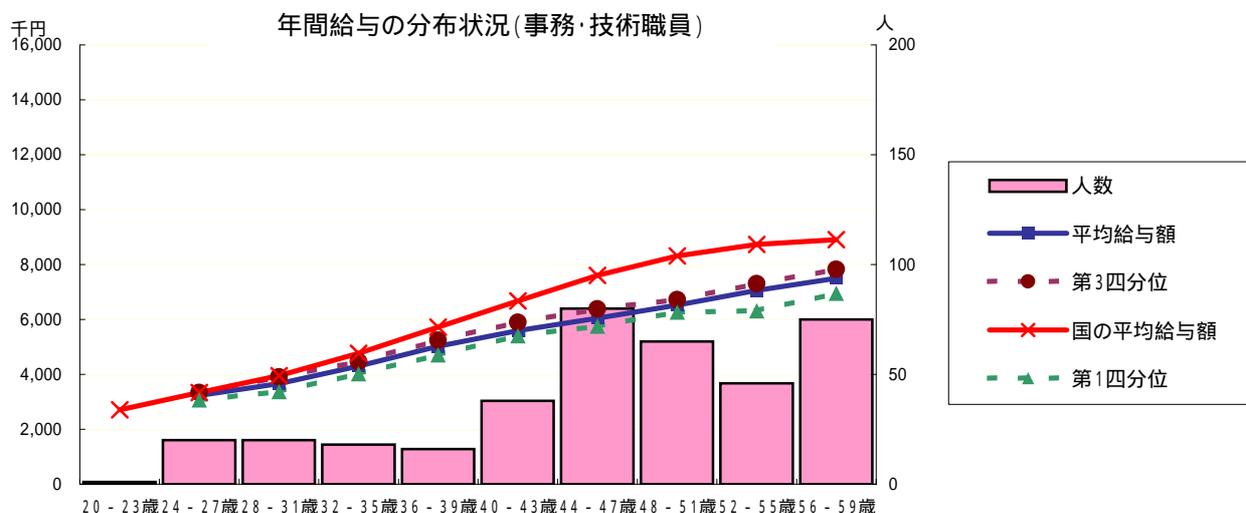
非常勤職員	人 61	歳 36.2	千円 3,854	千円 3,204	千円 63	千円 650
事務・技術	人 11	歳 52.1	千円 3,720	千円 2,690	千円 55	千円 1,030
教育職種 (大学教員)	人 6	歳 39.2	千円 6,395	千円 4,954	千円 41	千円 1,441
医療職種 (病院医師)	人 26	歳 34.5	千円 3,540	千円 3,423	千円 52	千円 117
医療職種 (病院看護師)	人 9	歳 24.6	千円 3,505	千円 2,577	千円 33	千円 928
技能・労務職種	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医療技術職員)	人 8	歳 28.0	千円 3,683	千円 2,737	千円 150	千円 946

注1:非常勤職員の技能・労務職種とは技能補佐員(調理師)である。

注2:非常勤職員の医療職種(病院医療技術職員)とは,技術補佐員(薬剤師),技術補佐員(眼科視能訓練士)等である。

注3:非常勤職員の技能・労務職種については,該当者が1人のため,当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから,人数以外は記載していない。

年間給与の分布状況(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))
 (在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、 まで同じ。)



注1: の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、 まで同じ。

注2:事務職員の年齢20～23歳の該当者は1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均給与額、第1・第3分位を表示していない。

(事務・技術職員)

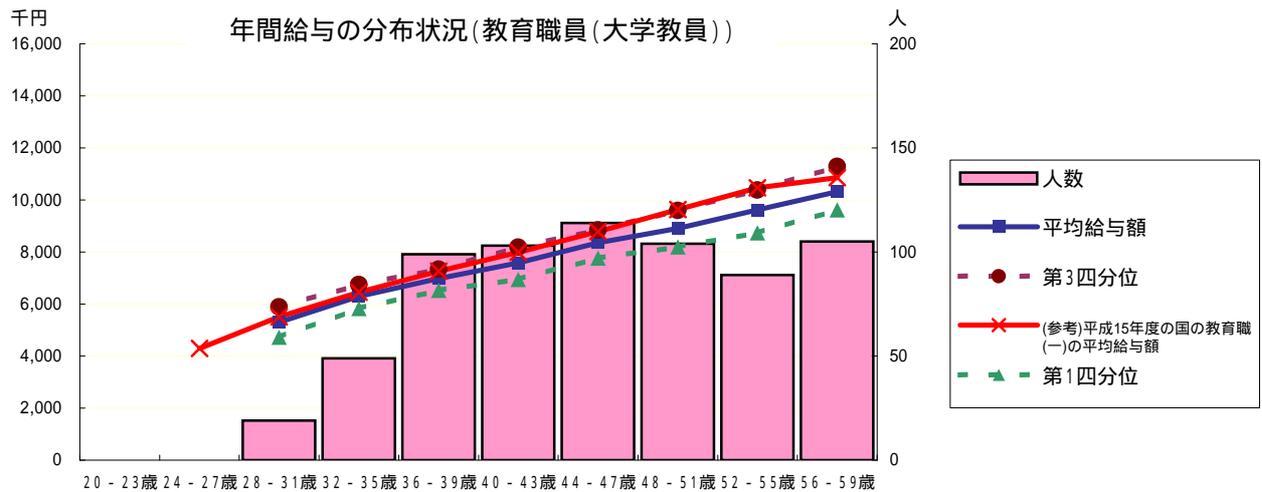
分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
部長	6	58.5	9,448	9,946	10,384		
課長	39	56.6	7,371	8,045	8,744		
課長補佐	28	54.7	6,977	7,130	7,286		
係長	179	49.8	6,075	6,401	6,677		
主任	71	42.9	5,049	5,336	5,695		
係員	56	30.7	3,285	3,727	4,083		

注1:課長には、課長相当職である「事務長」及び「室長」を含む。

注2:課長補佐には、課長補佐相当職である「専門員」及び「技術専門員」を含む。

注3:係長には、係長相当職である「専門職員」及び「技術専門職員」を含む。

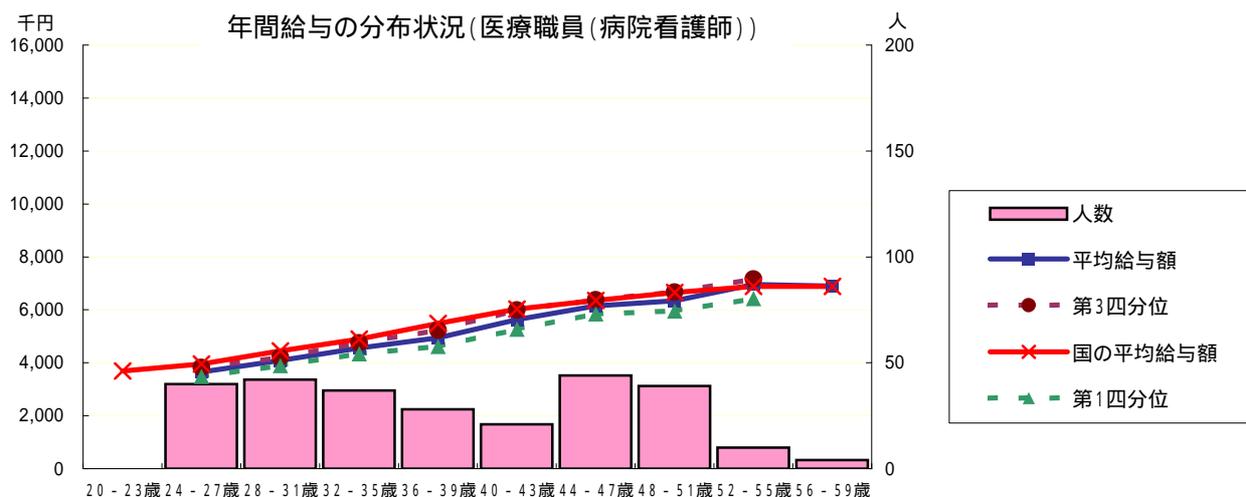
注4:係員とは、事務職員及び技術職員をいう。



注： の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下， まで同じ。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
教授	290	55.7	9,720	10,425	11,095
准教授	253	45.4	7,577	8,086	8,739
講師	71	43.6	7,071	7,473	8,194
助教	135	41.0	6,254	6,566	7,069
助手	22	46.0	6,106	6,288	6,838



注1: の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、まで同じ。

注2: 医療職員(病院看護師)の年齢56~59歳の該当者は4人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、第1・第3分位を表示していない。

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		千円	第3分位
副看護部長	3	50.8	-	-	6,911	-	-
看護師長	23	50.0	6,641	6,641	6,783	7,006	7,006
副看護師長	49	46.3	5,968	5,968	6,196	6,448	6,448
看護師	189	35.1	3,895	3,895	4,598	5,165	5,165

注1: 看護師には、看護師相当職である「助産師」を含む。

注2: 副看護部長の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから四分位については表示していない。

職級別在職状況等(平成19年4月1日現在)(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		事務職員 技術職員	主任	係長 専門職員	課長補佐 専門員	課長 事務長	課長 事務長
人員 (割合)	379人	21人 (5.5%)	41人 (10.8%)	198人 (52.2%)	71人 (18.7%)	27人 (7.1%)	15人 (4.0%)
年齢(最高 ~最低)		29~23歳	55~27歳	59~35歳	59~48歳	59~40歳	59~51歳
所定内給 与年額(最高 ~最低)		2,621~ 1,839千円	4,055~ 2,420千円	4,969~ 3,169千円	5,393~ 4,343千円	5,972~ 5,001千円	7,185~ 6,007千円
年間給与 額(最高~ 最低)		3,506~ 2,513千円	5,510~ 3,324千円	6,810~ 4,390千円	7,601~ 6,080千円	8,147~ 6,874千円	9,778~ 8,295千円

区分	計	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		部長	事務局長	事務局長	事務局長
人員 (割合)		6人 (1.6%)	0人 (%)	0人 (%)	0人 (%)
年齢(最高 ~最低)		59~54歳	~歳	~歳	~歳
所定内給 与年額(最高 ~最低)		7,585~ 6,455千円	~千円	~千円	~千円
年間給与 額(最高~ 最低)		10,650~ 8,893千円	~千円	~千円	~千円

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		助手	助教	講師	准教授	教授	教授
人員 (割合)	771人	2人 (0.3%)	155人 (20.1%)	73人 (9.5%)	251人 (32.6%)	290人 (37.6%)	0人 (%)
年齢(最高 ~最低)		~歳	64~28歳	64~29歳	63~32歳	64~40歳	~歳
所定内給 与年額(最高 ~最低)		~千円	5,909~ 3,211千円	6,562~ 3,220千円	7,293~ 3,783千円	9,611~ 5,489千円	~千円
年間給与 額(最高~ 最低)		~千円	7,867~ 4,387千円	9,004~ 4,396千円	10,056~ 5,308千円	13,593~ 7,742千円	~千円

注：1級の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから年齢以下を表示していない。

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師 助産師	副看護師長	看護師長	副看護部長	看護部長	看護部長
人員 (割合)	265人	0人 (%)	189人 (71.3%)	49人 (18.5%)	23人 (8.7%)	3人 (1.1%)	1人 (0.4%)	0人 (%)
年齢(最高 ~最低)		~	55~24 歳	59~34 歳	59~43 歳	52~49 歳	~ 歳	~ 歳
所定内給 与年額(最高 ~最低)		~ 千円	4,713~ 2,462 千円	5,062~ 3,282 千円	5,223~ 4,433 千円	5,098~ 4,695 千円	~ 千円	~ 千円
年間給与 額(最高~ 最低)		~ 千円	6,446~ 3,382 千円	7,016~ 4,550 千円	7,319~ 6,237 千円	7,163~ 6,598 千円	~ 千円	~ 千円

注：6級の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから年齢以下を表示していない。

賞与(平成18年度)における査定部分の比率(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 64.4	% 67.4	% 66.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.6	% 32.6	% 34.0
	最高~最低	% 46.4~32.2	% 43.1~28.9	% 43.1~30.7
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.6	% 68.8	% 67.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.4	% 31.2	% 32.7
	最高~最低	% 40.7~30.8	% 37.5~28.6	% 36.7~29.9

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 62.8	% 66.1	% 64.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.2	% 33.9	% 35.5
	最高~最低	% 50.0~32.6	% 46.0~29.8	% 47.8~31.2
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.6	% 68.8	% 67.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.4	% 31.2	% 32.7
	最高~最低	% 40.7~31.6	% 37.5~28.7	% 38.2~30.2

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
	最高～最低	%	%	%
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.7	68.7	66.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.3	31.3	33.3
	最高～最低	40.7～31.8	37.5～28.9	35.8～30.3

注：医療職員(病院看護師)における管理職員は、該当者が1名のため当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから表示していない。

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

82.4

対他の国立大学法人等(事務・技術職員)

96.8

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員))

93.8

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))

94.2

対他の国立大学法人等(医療職員(病院看護師))

97.1

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

教育職員(大学教員)の平成15年度の国の教育職(一)との給与水準の比較指標は 94.4である。

総人件費について

区 分	当年度 (平成18年度)	前年度 (平成17年度)	比較増 減	中期目標期間開始時(平成 17年度)からの増 減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 13,744,988	千円 7,426,169	千円 (%) - (-)	千円 (%) - (-)
退職手当支給額 (B)	千円 1,643,707	千円 1,001,542	千円 (%) - (-)	千円 (%) - (-)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 1,690,825	千円 632,452	千円 (%) - (-)	千円 (%) - (-)
福利厚生費 (D)	千円 1,920,803	千円 966,306	千円 (%) - (-)	千円 (%) - (-)
最広義人件費 (A + B + C + D)	千円 19,000,323	千円 10,026,469	千円 (%) - (-)	千円 (%) - (-)

注1： 本学は平成17年10月1日に設立された法人であり、「前年度」欄は法人設立後の数値を記載している。
そのため「比較増 減」欄及び「中期目標開始時(平成17年度)からの増 減」欄は記載していない。

注2： 当年度の「給与、報酬等支給総額」及び「退職手当支給額」は、承継職員等に係る支給額を示しており、承継職員以外の職員の給与、報酬等、退職手当支給額は「非常勤役職員等給与」に含めている。

また、「非常勤役職員等給与」については、受託研究費、受託事業費により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含めている。

以上のことから、財務諸表附属明細書の「17 役員及び教職員の給与の明細」における「報酬又は給与」及び「退職給付」の支給額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

中期目標において、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)に示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組みを行うこととし、中期計画において平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図ることとしている。

当年度の「給与、報酬等支給総額」 … a 13,744,988千円

平成17年度の「人件費予算相当額」 … b 14,512,394千円

$(a - b) \div b \times 100$ … - 5.3

(参考)

法人設立後の新富山大学及び法人の前身となった旧富山大学、旧富山医科薬科大学、大学、旧高岡短期大学分を併せた平成17年度の給与、報酬等支給総額は、14,345,826千円であり、その内訳は次のとおりである。

新富山大学 … 7,426,169千円

旧富山医科薬科大学 … 3,515,328千円

旧富山大学 … 3,038,561千円

旧高岡短期大学 … 365,768千円

法人が必要と認める事項

特になし。